

地理的表示活用推進支援事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6761号

農林水産省食料産業局長通知

改正 令和4年4月1日3輸国第5126号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄のIの2の（1）の地理的表示活用推進支援事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の17の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6第1項の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容

本事業の内容及び交付等要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

なお、特段の定めがない経費の補助率は、定額とする。

1 相談体制整備等

地理的表示（以下「G I」という。）保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称をG Iとして保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書（以下「明細書」という。）のほか、生産者団体等自らが、その構成員が明細書に適合した生産を行っているか否かを確認する生産行程管理業務規程を新たに作成する必要がある。

また、日EU・EPA等におけるG I相互保護の枠組みを活用し、輸出拡大を図るためには、加工品等の輸出を指向する多様な産品を早期に登録し、今後のG I相互保護品目拡大交渉に間に合わせるため、これらの産品のG I登録の有望品目としての洗い出しに早期に着手すること

が重要である。

さらに、登録後においても生産者団体等の集団化等による自主的な販売、輸出、商品開発、侵害対応等の取組や、自らの製品のブラッシュアップ・ブランド価値向上の取組等を促進し、G I 登録の効果を最大化することが必要である。

このため、生産者団体等からの登録申請事務の負担軽減を図ることにより本制度への登録申請を促進するとともに、G I 登録製品の付加価値向上、G I 保護制度の普及・啓発を図ることを目的として以下の取組を行う。

(1) G I 申請相談・フォローアップ体制整備

G I 保護制度に未登録で加工品等の輸出を指向する多様な産品をG I 登録の有望品目として洗い出すとともに、G I 保護制度への登録申請に際して不可欠な明細書の作成や生産行程管理業務規程の策定に当たっての疑問点その他登録申請に際して生じる疑問点、問題点等に的確に対応するため、申請に係るサポートデスクを運営するとともに、制度に十分な知見を持った相談担当者（以下「アドバイザー」という。）を次に掲げるブロックごとに配置することにより、生産者団体等からの要望に応じた個別相談等のきめ細かな対応や、申請に係る助言を行うなど、本制度への登録申請を支援するために必要な活動を行う。

相談窓口業務及び相談対応の実施に当たっては、ブロックごとにその内容に差異がないように実施するものとし、相談状況等については、定期的に農林水産省及び当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。

ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海ブロック	岐阜県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県

（補助対象経費）

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、リース代（パソコン、電話、FAX 等）、消耗品費、会場借料、賃金等

(2) 地理的表示海外保護・侵害対策実施主体の選定等

2の(1)の間接補助事業者を公募し、専門的な知識等を有する者による選定を行い、支援対象の取組に要した経費の定額又は1/2以内を補助金として交付する。

また、2の(2)の間接補助事業者を公募し、支援対象の取組に要した経費の定額を補助金として交付する。

（補助対象経費）

謝金、旅費、リース代（パソコン、電話、FAX等）、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、賃金等

2 地理的表示海外保護・侵害対策

海外において、我が国で登録されたG Iに関する商標を第三者が出願している事例や、我が国で登録されたG I製品の模倣品が販売される事例が確認されており、こうした海外における我が国で登録されたG Iに対する侵害行為対策として、以下の取組を行う。

(1) 海外へのG I申請・登録支援

海外において、我が国で登録されたG Iの保護を進めるため、G I登録生産者団体が行う海外へのG I申請・登録を支援する。

（補助対象経費）

謝金、国内外旅費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等）、委託費、国内外代理人費用、申請費用（認証費用、申請書作成費、申請・登録料、応答費用等）、その他海外へのG I申請・登録に必要な費用

（補助率）

相互保護に向けて協力関係のある国へのG I申請・登録支援は定額とし、その他の国へのG I申請・登録支援は1/2以内とする。

(2) 海外での侵害対策支援

海外における我が国G Iの侵害対策を強化するため、G I登録生産者団体等が行う侵害に関する実態調査、警告状の送付、冒認商標等への異議申立・取消請求、差止請求等の対抗措置、その他模倣品排除のための取組を支援する。

（補助対象経費）

謝金、国内外旅費、事務費（消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等）、委託費、国内外代理人費用、調査費、分析費、証拠保全費用、警告状作成費用、異議申立費用、事後確認費用、その他海外での侵害対策に必要な費用

3 地理的表示保護コンソーシアムの運営等

(1) 地理的表示保護コンソーシアムの運営

G I保護制度を更に発展させ、地域の農林水産業・関連産業の活性化・農業者所得の向上等に持続的につなげていくため、G I登録生産者団体等の集団化等による自主的な販売、輸出、商品開発、侵害対応等の取組や、自らの製品のブラッシュアップ・ブランド価値向上の取組等を促進し、G I登録の効果を最大化することを目指す地理的表示保護コンソーシアム（登録生産者団体、国、農業団体、有識者等が参加。以下「コンソーシアム」という。）を組織し、事務局としてコンソーシアムを運営するとともに、コンソーシアムが（2）の取組をワンストップで実施するための支援を行う。

（補助対象経費）

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、賃金等

(2) G I登録生産者団体支援

① 登録生産者団体の集団化した取組を促進し、優良な取組を横展開するため、以下の取組を行う。

- ア 輸出拡大、共同販売等を促す生産者団体マッチングの実施
- イ G I 産品の首都圏、関西圏等百貨店などの棚確保、催事出店等の販売支援
- ウ 輸出拡大のための輸出業者とのマッチング支援、G I 産品加工品の輸出拡大に向けた加工業者とのマッチング支援
- エ 農林水産政策研究所等と連携したG I 関連研究の成果等の活用セミナーの開催
- オ 専門家によるブランド価値向上のためのセミナー、ブランディング相談
- カ 国内の優良事例や海外の優良事例等のセミナーの開催
- キ アドバイザーによる登録後のマーケティング支援

(補助対象経費)

謝金、旅費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、商談会等への出展に要する経費、賃金等

② 国内でのG I 展示会等の開催

流通事業者や消費者等がG I 保護制度の意義を理解し、生産者や実需者にとって登録G I 産品が実際のビジネスにおいて活用できることを認識してもらうため、G I 保護制度等についての理解を促進するための国内での展示会等の取組を行う。

(補助対象経費)

謝金、国内外旅費、会場借料、会場設営費、運営費、広報費、調査費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、報告書作成費、賃金等

③ 海外での展示会等への出展支援

我が国で登録されたG I の認知度を向上させるため、海外における展示会等への出展を支援する。

(補助対象経費)

謝金、国内外旅費、事務費(消耗品費、翻訳費、通訳費、印刷製本費、資料作成費、通信運搬費等)、委託費、展示会参加費(ブース料、機械借料等)、輸送費、廃棄費用、その他海外での展示会等への出展に必要な経費

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 G I 保護制度や関連する知的財産に関する知見があり、地域産品に係る本制度の登録申請を支援できるような能力を備えていること。
- 4 ブロックごとにアドバイザーを配置し、全国統一的に窓口を運営することが可能である能力及び体制を備えていること。
- 5 地理的表示保護コンソーシアムを組織し、事務局として運営すること及び第3の2の取組を行う能力及び体制を備えていること。

- 6 地理的表示海外保護・侵害対策の実施主体の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施計画は、別記様式2により作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6第3項の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表1のIの2の(1)の地理的表示活用推進支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

補助事業者は、本事業の一部を他の者に委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別添の総括表の「事業の委託」の欄に記載し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、委託の範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定しているときは、その名称
- (2) 委託する次号の内容及びそれに要する経費

4 動植物検疫に係る誓約

補助事業者は、第3の3の(2)の③の事業に係る事業実施計画を提出する際、併せて別記様式7の誓約書を作成し、輸出・国際局長へ提出するものとする。

第7 第3の2の地理的表示海外保護・侵害対策の実施

1 地理的表示海外保護・侵害対策実施規程の作成

補助事業者は、第3の2の事業の実施に際し、補助金の交付手続き等について次に掲げる事項を記載した地理的表示海外保護・侵害対策実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により輸出・国際局長に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告の手続
- (3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- (4) 申請の取り下げの手続
- (5) 実施計画の（変更）承認等の手続
- (6) 補助金の支払の手続
- (7) 交付決定の取消し等の手続
- (8) 補助事業者による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応

(10) その他必要な事項

2 生産者団体等の公募

補助事業者は、第3の2の(1)の事業の実施に当たり、GIについて知見を有する者等から構成される審査委員会を設置し、事業を実施する生産者団体等を公募するものとする。審査委員会は、応募のあった生産者団体等が、交付対象要件に合致するか、提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

3 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び報告手続

補助事業者は、実施規程に定める事業実施計画を生産者団体等に作成させ、補助事業者に提出させるものとする。補助事業者は、提出された事業実施計画を取りまとめ、別記様式4により輸出・国際局長に報告するものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

補助事業者は(1)の輸出・国際局への事業実施計画の報告後、生産者団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況、助言等

補助事業者は、実施規程に基づき、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理者、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施結果の報告

補助事業者は、交付等要綱第34の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の報告

輸出・国際局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日時点における交付等要綱別記様式第5号の事業遂行状況報告書を作成し、同年度の1月末日までに交付決定者(交付等要綱第9第1項に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 事業実施上留意すべき事項

(1) 第3の1の相談体制整備等

① 補助事業者は、本事業による制度の浸透状況についても検証を行うものとする。

② 補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理に規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を

本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、補助事業者が取りまとめた相談対応の実施に必要な資料は、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、農林水産省を經由して翌年度の補助事業者に引き渡すものとする。さらに、得られた情報を第三者に開示してはならないものとする。

(2) 第3の3の(2) GI登録生産者団体支援

- ① 補助事業者は、本事業の取組に関する現場への浸透状況についても検証を行うものとする。
- ② 補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

2 事業実施状況等の報告以外での成果報告等

(1) 第3の1の相談体制整備

補助事業者は、第8の1の報告に併せて、個人情報に十分配慮した上、相談内容の詳細及びその対応の経緯・状況、引き継ぐべき注意事項等を取りまとめ、輸出・国際局長に対し報告するものとする。

(2) 第3の2の地理的表示海外保護・侵害対策

補助事業者は、第8の1の報告に加えて、事業終了後も申請の進捗状況や登録完了日、侵害対策の結果等について輸出・国際局長に報告するものとする。

(3) 第3の3の(1)の地理的表示保護コンソーシアムの運営

補助事業者は、第8の1の報告に併せて、展示会やセミナー等の開催結果等について取りまとめ、輸出・国際局長に報告するものとする。

3 特許権等の帰属等

(1) 補助事業者が本事業の成果により得た特許権等は、次の①から③までの条件を確認するための別記様式5により作成する確認書を補助事業者が輸出・国際局長に提出することによって、補助事業者に帰属させることができるものとする。

- ① 補助事業者は、特許権等の出願及び取得の後、遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式6により報告書を作成し、輸出・国際局長に提出すること。
- ② 補助事業者は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 補助事業者は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(2) 補助事業者が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合及び利用を許諾する場合には、輸出・国際局長の承諾を得るものとし、かつ、当該譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5698号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例に

よる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要事 業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類

- (1) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (2) その他参考資料

別記様式2（第6・第8関係）

令和○年度地理的表示活用推進支援事業実施計画の提出（変更、中止、廃止）について

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

農林水産物・食品輸出促進対策事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止、廃止）する。

注1 関係書類として、別添及び参考書類を添付すること。

なお、別添中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由を記載すること。

注2 変更の場合は、「第6第1項」を「第6第3項」とし、事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照することができるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、記入を省略できる。

注3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度 地理的表示活用推進支援事業実施結果報告書」とし、関係書類に実績を記載すること。

なお、別添中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式3 (第7関係)

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度地理的表示海外保護・侵害対策実施規程の(変更)承認申請について

地理的表示活用推進支援事業実施要領(令和4年4月1日付け3輸国第5126号農林水産省輸出・国際局長通知)第7の1の規定に基づき、実施規程の承認を申請する。

別記様式4（第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度地理的表示海外保護・侵害対策実施規程に基づく事業実施計画の報告について

地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和4年4月1日付け3輸国第5126号農林水産省輸出・国際局長通知）第7の3の（1）の規定に基づき、事業実施計画を報告する。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度地理的表示活用推進支援事業特許権等に関する確認事項

（補助事業者名）は、地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5126 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 10 の 3 の規定に基づき、輸出・国際局長に対し、下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 補助事業者は、国から助成を受けて行う令和○年度地理的表示活用推進支援事業の成果により特許権等を出願し、又は取得したときは、延滞なく、実施要領の別記様式により輸出・国際局長にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 補助事業者は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 補助事業者は、上記 2 に基づき輸出・国際局長に当該特許権等を利用する権利を許諾したときは、輸出・国際局長の円滑な権利の利用に協力するものとする。
5. 補助事業者は、輸出・国際局長が上記 3 に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅滞なく、理由書を輸出・国際局長に提出するものとする。

別記様式6（第10関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度地理的表示活用推進支援事業特許権等に関する出願・取得情報報告書

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和4年4月1日付け3輸国第5126号農林水産省輸出・国際局長通知）第10の3の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

（特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

別記様式7（第6関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

誓 約 書

私は、地理的表示活用推進支援事業の実施に当たり、地理的表示活用推進支援事業実施要領（令和4年4月1日付け3輸国第5126号農林水産省輸出・国際局長通知）第6の4の規定に基づき、誓約書を提出します。

記

1. 動植物を貨物及び郵便物として輸出、又は携帯品として持ち出す場合に、相手国から求められている検疫条件の遵守を徹底します。
2. 相手国の検疫当局のルールが頻繁に改正され、最新のルールが把握できない場合があることから、動植物を輸出又は持ち出す際には、事前に我が国動物検疫所又は植物防疫所に確認します。

別添

地理的表示活用推進支援事業実施計画

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
相談担当者名	※各ブロック相談担当者名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

2 事業目的

--

3 事業内容

(1) 相談体制整備等

① GI申請相談・フォローアップ体制整備

ア：実施内容 イ：実施方法（管理・運営方法等） ウ：年間スケジュール（現地相談訪問スケジュールを含む。） エ：目標・波及効果 例：相談を受ける〇〇件のうち〇〇件の申請を目指す 等 オ：効果測定方法等 カ：申請者が窓口等に相談せずに申請可能となるまでの将来ビジョン

② 地理的表示海外保護・侵害対策実施主体の選定等

ア：実施内容（想定している審査委員や選定の基準等） イ：実施方法（公募の方法等） ウ：年間スケジュール エ：目標・波及効果 例：侵害対策の申請後、〇〇日以内に交付決定をする 等 オ：効果測定方法等

(2) 地理的表示保護コンソーシアムの運営等

① 地理的表示保護コンソーシアムの運営

ア：実施内容

イ：実施方法（開催・運営方法等）

ウ：年間スケジュール

エ：目標・波及効果

例：コンソーシアムの参加者数〇〇人(団体)以上を目指す 等

オ：効果測定方法等

② G I 登録生産者団体支援

ア 輸出拡大、共同販売等を促す生産者団体マッチングの実施

(ア) 実施内容

(イ) 実施方法

(ウ) 年間スケジュール

(エ) 目標・波及効果

例：参加生産者団体数〇〇者以上を目指す 等

(オ) 効果測定方法等

イ G I 産品の首都圏、関西圏等百貨店などの棚確保、催事出店等の販売支援

(ア) 実施内容

(イ) 実施方法

(ウ) 年間スケジュール

(エ) 目標・波及効果

例：参加小売店舗数〇〇店以上を目指す 等

(オ) 効果測定方法等

ウ 輸出拡大のための輸出業者とのマッチング支援、G I 産品加工品の輸出拡大に向けた加工業者とのマッチング支援

(ア) 実施内容

(イ) 実施方法

(ウ) 年間スケジュール

(エ) 目標・波及効果

例：参加輸出業者、加工業者数〇〇者以上を目指す 等

(オ) 効果測定方法等

エ 農林水産政策研究所等と連携したG I 関連研究の成果等の活用セミナーの開催

- (ア) 実施内容
- (イ) 実施方法
- (ウ) 年間スケジュール
- (エ) 目標・波及効果
例：セミナーへの参加者数〇〇人以上を目指す 等
- (オ) 効果測定方法等

オ 専門家によるブランド価値向上のためのセミナー、ブランディング相談

- (ア) 実施内容
- (イ) 実施方法
- (ウ) 年間スケジュール
- (エ) 目標・波及効果
例：セミナー等への参加者数〇〇人以上を目指す 等
- (オ) 効果測定方法等

カ 国内の優良事例や海外の優良事例等のセミナーの開催

- (ア) 実施内容
- (イ) 実施方法
- (ウ) 年間スケジュール
- (エ) 目標・波及効果
例：セミナーへの参加者数〇〇人以上を目指す 等
- (オ) 効果測定方法等

キ アドバイザーによる登録後のマーケティング支援

- (ア) 実施内容
- (イ) 実施方法
- (ウ) 年間スケジュール
- (エ) 目標・波及効果
例：相談数〇〇件を目指す 等 等
- (オ) 効果測定方法等

③ 国内でのG I 展示会等の開催

- ア：実施内容
- イ：実施方法（開催・運営方法等）
- ウ：年間スケジュール
- エ：目標・波及効果
例：出展者数〇〇者(団体)、来場者数〇〇人以上を目指す 等
- オ：効果測定方法等

④ 海外での展示会等への出展支援

ア：展示会等への出展・企画内容 イ：出展・企画スケジュール ウ：展示会等開催国における輸出実績及び計画 エ：目標・波及効果 例：出展者数〇〇者(団体)、来場者数〇〇人以上を目指す 等 オ：効果測定方法等
--

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食品輸出促進 対策事業 2 地理的表示等の知的財 産の保護・活用 (1) 地理的表示活用推進支 援事業 ① 相談体制整備等費 ② 地理的表示海外保 護・侵害対策費 ③ 地理的表示保護コン ソーシアム運営等費	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付等要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。